

静岡市発達障害者支援地域協議会について

資料 1 - 2

1 経過

平成 19 年 5 月 1 日	静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱施行 要綱に基づき委員会を設置、運営
平成 28 年 6 月 3 日	発達障害者支援法改正 法 19 条の 2 の規定により発達障害者支援地域協議会を設置できる こととなる
平成 29 年 5 月 27 日	静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会委員の任期が満了する
平成 29 年 5 月 28 日	静岡市発達障害者支援体制整備検討委員会設置要綱を廃止する要 綱施行
平成 29 年 6 月 8 日	静岡市発達障害者支援地域協議会準備会（成人期）開催
平成 29 年 6 月 19 日	静岡市発達障害者支援地域協議会準備会（学齢期・乳幼児期）開催
平成 29 年 8 月 1 日	静岡市発達障害者支援地域協議会設置要綱施行
平成 29 年 8 月 10 日	第一回静岡市発達障害者支援地域協議会開催

2 発達障害者支援法抜粋

（発達障害者支援地域協議会）

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者(次項において「関係者等」という。)により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(平二八法六四・追加)

3 機能

- ・ 地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図る
- ・ 地域の実情に応じた体制の整備について協議
- ・ 発達障害者支援センターの活動状況の検証 等

4 平成 29 年度の開催予定（木曜日午後開催を原則とする）

- ・ 第 1 回 平成 29 年 8 月 10 日（木）14:00～16:00 城東保健福祉エリア
城東保健福祉複合棟

・第2回 平成30年1月11日(木) 14:00~16:00 静岡庁舎本館3階第3委員会室

発達障害者支援地域協議会(イメージ)

- 発達障害者支援地域協議会の構成(都道府県、指定都市に設置)(発達障害者支援法19条の2第1項)
都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。
- 発達障害者支援地域協議会の機能(発達障害者支援法19条の2第2項)
前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
 - ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。(直接支援)
 - ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進(間接支援)
- 発達障害者地域支援マネジャー
 - ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
 - ※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1)自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- 2)センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 3)家族支援やアセスメントツールの普及を計画
※年2～3回程度開催

連携

研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成(家族の対応力向上)
 - ・ペアレントトレーニング
 - ・ペアレントプログラム(当事者による助言)
 - ・ペアレントメンター 等
- 当事者の適応力向上のための人材育成
 - ・ソーシャルスキルトレーニング 等
- アセスメントツールの導入促進
 - ・M-CHAT、PARS 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1)住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2)関係部署との連携体制の構築(例:個別支援ファイルの活用・普及)



- 3)早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進
 - ・人材確保/人材養成
 - ・専門的な機関との連携
 - ・保健センター等でアセスメントツールを活用



